

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 資産の評価基準及び評価方法

① 販売用資産

該当なし

② 事業資産(森林資産を除く。)

個別法に基づく原価法によっている。(価額が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としている。)

③ 森林資産

林業公社会計基準第27条によっている。(森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落したときは、減損処理を行っている。)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① その他固定資産

車両運搬具、ソフトウェア等……………定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

役職員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。

(5) キャッシュ・フロー計算における資金の範囲

資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金(貸借対照表の「現金預金」として)している。

(6) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

平成23年度より、林業公社会計基準(平成23年4月1日制定)を適用している。

3 寄附金及び補助金等に関する事項

当期の寄附金及び補助金等の受入は、次のとおりである。

寄附等の種類 及び寄付者等	寄付等の内容	金額(円)	摘要
指定正味財産への計上			
補助金等	森林資産形成補助金	392,584,677	
寄附金		0	
計		392,584,677	
一般正味財産増減の部への計上			
補助金等		107,475,853	
鳥取県	利子補給補助金外1件	107,475,853	
鳥取市外		0	
寄附金等		0	・林業公社会計基準注解第8第2項により、当期の経常収益に計上
計		107,475,853	
合計		502,768,037	

(注) 寄附金等の内容は、決算附属明細表5の③に記載している。

4 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

当期の指定正味財産から一般正味財産への振替額は、次のとおりである。

(単位:円)

区 分	経常収益	経常外収益	計
出資金及び出損金	0	0	0
該当なし	0	0	0
補助金等	0	2,575,719	2,575,719
目的達成による指定解除額	0	2,575,719	2,575,719
森林資産形成補助金	0	2,575,719	2,575,719
寄附金	0	0	0
該当なし	0	0	0
合 計	0	2,575,719	2,575,719

- (注) 1 「目的達成による解除額」には、当該資産の災害等による除却や減損損失を含む。
 2 正味財産の部の指定正味財産が減少する要因の一般正味財産への振替額を記載する。
 3 従って、指定正味財産に係る基本財産及び特定資産の運用益の振替額は含まない。

5 資産の評価に関する事項

(1) 販売用資産の評価損に関する事項

該当なし

(2) 事業資産の減損損失に関する事項

当期の事業資産に係る減損損失は、次のとおりである。

(単位:百万円)

対象資産グループ	取得原価	減損損失累計額			貸借対照表 価 額
		前期末	当 期	計	
0ヶ所	0	0	0	0	0

(3) 森林資産情報に関する事項

① 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

(単位:百万円)

森林資産	貸借対照表価額				回収能力 見 込 額
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
標準伐期齢未満	42,480	0	3,347	39,133	—
標準伐期齢以上	3,542	3,766	0	7,308	2,336
計	46,022	3,766	3,347	46,441	—

- (注) 1 標準伐期齢未満の森林資産の回収能力見込額は、未だ生育途上の木材であり、伐期林齢を80年とする木材販売収入を測定するのは極めて困難であるところから、除外している。
 2 標準伐期齢以上の森林資産の回収能力見込額は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割引いた額とする。
 なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該会社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基に算定する。
 3 貸借対照表価額及び回収能力見込額には、指定正味財産の森林資産形成補助金額が含まれる。

② 森林資産とその公益的機能評価額

<(鳥取県の森林面積) 259,043 ha (造林公社の森林資産面積) 14,557 ha>

(単位:百万円)

公 益 的 機 能	評 価 額		摘 要
	鳥取県の 森林全体	造林公社 森林資産	
水 資 源 貯 留 機 能	113,700	6,390	
洪 水 緩 和 機 能	68,600	3,855	
水 質 浄 化 機 能	148,500	8,346	
表 面 浸 食 防 止 機 能	368,900	20,732	
表 面 崩 壊 防 止 機 能	86,600	4,867	
二 酸 化 炭 素 吸 収 機 能	12,700	714	
化 石 燃 料 代 替 機 能	1,100	62	
保 健 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 機 能	22,600	1,270	
合 計	822,700	46,236	

- (注) 1 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)を参考として試算。
 2 鳥取県の評価額は、「鳥取県林業統計」から転記。
 3 造林公社の評価額は、鳥取県の評価額を面積按分して算出。

(4) 経営改善策等の情報

平成25年2月に策定した造林会社の経営改革プラン(長期、第1期)に基づき、次に掲げる経営改善策の着実な実行を図る。

- ・森林蓄積の現況調査を行い、収益対象林分の把握に努める。
- ・林内路網整備の推進により、伐採搬出コストの低減を図る。
- ・収入間伐の推進を図るとともに、国等の補助金を積極的に活用して収益の確保に努める。
- ・経営改善状況を概ね5年ごとに点検し、必要に応じて経営改善施策の見直しを行う。

6 リース取引に関する事項

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 関係当事者との取引の内容

該当なし

9 重要な後発事象

該当なし

10 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

11 その他財務諸表作成のための基本となる事項

該当なし